

長野県革新懇ニュース

2025年5月号
発行日 5月10日
会費 2,000円
購読料 3,000円(送料込)
振替 00510-3-15971

306

発行 日本と信州の明日をひらく県民懇話会
(長野県革新懇) 発行人: 山口光昭 編集長: 高村裕
〒380-8790 長野市県町593 高校教育会館内
TEL: 026-234-1231 FAX: 026-234-2219 メール: mail@nagano-kakushinkon.com

==== 今号の主な記事 =====

- 1面 檀原毅也さんインタビュー
- 2面 1面続き、「松枯れ対策をめぐる諸問題」村山隆さん
- 3面 長野市9条連絡会学習会、学術会議抗議宣伝、総会と講演会
読者の声、漢字パズル
- 4面 「雨よ降れ」三好十郎先生の靴 窪島誠一郎さん
「信州の大地と私たちの暮らし」花岡邦明さん
映画評論『荒野に希望の灯をともす』内山到さん

長野県革新懇

検索



教育基本法制定時に立ち返り

教育政策の抜本的転換を

檀原 毅也 さん

(全日本教職員組合中央執行委員長)



1961年 長野県生まれ 1989年、長野県立高校で社会科教諭となり、長野高教組の専従期間を含め26年間勤務。2015年度から全教書記次長、2019年度から書記長、2025年度から中央執行委員長

労働運動全体に 責任を持つ立場

Q 全教(全日本教職員組合)委員長の就任ご苦労様です。まずは抱負をお聞かせください。

これまで書記長を6年ほど務めてきましたが、そのときには全教のことを中心に考えていれば良かった面がありました。もちろん国民春闘共闘委員会の幹事をやっていたので、労働運動全体の状況はそれなりに把握していたわけですが、今回委員長になって改めて民間の労働組合を含む全労連運動や全体の労働運動にも責任を持つということがよりはつきりしてきたと思っています。それは全教の取り組みにも繋がることですが、全ての労働者の課題を強く意識するようになりました。就任間もありませんが、改めて山口先生をはじめとする歴代の委員長の方々の大変さを認

長く働き続ける ための三つの条件

Q 教育をめぐって多くの課題がありますが、まずは教員不足についてお考えをお聞かせください。

私が教員生活を始めたころのことを思い出すと、毎日の授業準備などは大変でしたが、職場環境は非常に良く、気持ちよく働くことができました。その理由があとになって分かったのですが、熊沢誠さんという労働経済学者が「能力主義と企業社会」という本の中で「長く働き続けられる職場が良い職場だ」と述べていました。それについては三つの条件があつて、一つ目はゆとりがあること、二つ目は仲間がいること、三つ目は仕事を進める上で一定の裁量権、自己決定権があることを挙げていました。それを読んだ時に、まさにそうだと思っただけです。確かに当時は研究室で、授業を終わって帰って来たときにこの授業はこうだったとかあの生徒はこうだったとかいろいろなことを話したり、職員会議が終わった後も議論して、ああ自分はこの中にいられるという感じで、仲間がいるという感じがしました。ゆとりもあつたし、それなりの自己決定権があつたと思います。それがこんなに良い職場はないと感じた理由だと思ふのです。

何よりも教育政策の 根本的転換が必要

Q 教育現場での困難の増大を受けて、給特法の改定案が上程されていますが、どのようにお考えですか？

基本的に給特法(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法)を何とかすれば教育の問題が解決するということはありえませんが、あたかもそうした誘導をしています。教員の働き方改革はこれで終わりにしてしまおうというよこしまな政策的な意図があると思います。給特法は、本来は教員に時間外労働を命じないという法律ですが、一方で「限定4項目」については時間外労働を例外的に命じることができるといふものです。しかし、残業代は支給しないで、教員の勤務の特殊性に鑑み教職調整額4%を割り増して支給するということにしたわけです。

制定当時の国会の議論を見ると、野党の人たちがこぞつて心配していたことは、時間外労働は命じないとして、それが、例外的にこれを命じることができるといふことがあつて、しかも残業代を支払わないということになる、結局無限定の残業になるのではないかと、このことでした。その懸念が的中したのが今日の事態だと言えます。教員として当然やらなくてはならない普段の仕事がすくなく増えて残業が慢性化しているにもかかわらず、何の手立ても講じられず放置されてきた結果です。

そうした中で、政府も重い腰を上げて表向き処遇の改善というところで給特法の改定を言い出したわけです。しかし、政府の言っている処遇の改善とは、引き続き残業代は支給

しないということでは温存して教職調整額を段階的に1%ずつ上げて10%にするというものです。しかしこれでは長時間労働の是正にはつながりません。

それではどうすればよいかというと、教職調整額についてはしっかりと本給として位置付けたうえで、実際に生じた時間外労働については残業手当を支払うという仕組みをつくるよう給特法を改定すべきだと全教は提言しています。そうすれば残業を抑制する効果にもなるわけです。

一番わかりやすいのは教職員を増やして、持ち時間数の上限を設けることで、国会議員の皆さんにもこういう改正をしたらどうかと働きかけています。野党の皆さんが一致団結すれば、私たちが望む改正案が通る状況にあるのですから。

先ほども述べたように、給特法だけで全てが解決するわけではなく、きちんと教員を増やすことが決定的に重要です。そのために教育予算を十分増やすことがないと、学校の現場の苦しみを解決することにはなりません。国民の中で知られるようになりませんが、日本の公的教育費のGDPに対する割合はOECD諸国の中で最低水準です。

私が最初にのべたことですが、教育政策の転換ということも必要だと思ふんです。もっと教員を信頼して欲しい。学校現場を信頼して欲しい。競争させないと頑張らないじゃないかっていう、そういう発想にものすごく囚われていると思うのですが、そういう教育政策も転換しなければ